

個人情報の不適切な取り扱いに係る本会職員の懲戒処分について

令和2年9月29日

標記について、令和2年9月29日付で下記のとおり3名の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

記

1. 事案概要

本会職員が、医療・特定健診情報等を含む大量の個人情報を上司の許可を得ずにインターネットメールで本会から当該職員の個人所有パソコンに送信した事実に基づき、懲戒処分を行った。

2. 処分内容

(1) 対象者1名

対象者：システム管理課 主任級職員 女性
処分内容：減給1か月

(2) 管理監督者2名

管理監督者1

対象者：事業部 部長級職員 女性
処分内容：戒告

管理監督者2

対象者：事業部 係長級職員 男性
処分内容：戒告